

けんぽたより

2021
春号



北海道 東藻琴芝桜公園／提供：アマナ

雪の聖母会健康保険組合

データヘルス計画に取り組み、 健康管理事業のさらなる充実を図ります

全世代型社会保障に向けて、議論が進められています

被保険者ならびにご家族の皆さまにおかれましては、平素より当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

わが国の国民皆保険制度は、現役世代から高齢者まで幅広い世代の安心の基盤となり、医療へのアクセスの良さを保障し、長寿社会への礎となつてきました。今般の新型コロナウイルス感染症への対応においても効果を発揮しているものと考えられます。一方、中長期的には、人口減少および少子高齢化は引き続き進行し、2022年度には団塊の世代が後期高齢者となり始め、さらに団塊ジュニア世代が高齢期となる2040年を見通すと、現役世代の減少が加速する中、国民皆保険の持続可能性を確保し、将来世代に引き継いでいくことは最大の課題となります。

政府は2021年2月5日の閣議で「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法案」を決定し、国会に提出しました。

同改正法案は、「全世代型社会保障改革の方針について」(2020年12月15日閣議決定)等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、すべての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、下記の改正が行われることになります(開み参照)。

2022年度を見据え、すべての世代の安心を広く支え合い、次世代に引き継いでいくために不可欠な改革です。「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」の対応やデジタル社会形成への対応を含め、さらにその先にある、社会保障制度の支え手の中心となる生産年齢人口の減少が加速する2040年を見据え、今後の医療保険制度の在り方についての検討状況および改革の進行状況を注視する必要があります。

2021年度厚生労働省予算の一般会計は33兆1、380億

円で、前年度当初予算32兆9、861億円から1、519億円、0・5%増となりました。このうち、社会保障関係費は32兆7、928億円で、対前年度当初予算比1、609億円、0・5%増となっています。

加入者の健康増進と疾病の早期発見・早期治療に取り組みます

当健康保険組合では、医療費の増加、高齢者医療制度への過度の負担増により、大変厳しい財政運営を強いられていますが、被保険者およびご家族の皆さまの健康維持・増進に向け健康管理事業のさらなる充実を図るため、第2期データヘルス計画において、当健康保険組合の予防・健康づくりの取り組みを通じて、加入者の健康増進及び疾病の早期発見・早期治療に向け引き続き取り組むことが重要です。そのため、1年ごと、半期・3年度、1期6年度での中長期で評価・見直しを行いますが、1年ごとの評価は、設定した事業の目標と実績との違いを把握し、評価した結果に基づき見直すこととなり、半期・3年度の評価は、それぞれの事業の評価に加え、事業全体の進捗確認および優先すべき健康課題に紐づいた主な保健事業を中心に実績を確認します。後半3年分の計画においては、健康保険組合における健康課題を解決する工夫を抽出し、評価指標を導入することにより、保健事業を効果的・効率的に実施することとしています。健康診断やストレスチェックといった労働安全衛生法等に基づいた健康管理だけではなく、事業主等が行う労働生産性の向上といった経営課題解決のために必要な健康の保持・増進に向けた取り組みを追加的に行い、保健事業の必要性についての理解が促進されることを目的に、保険者と事業主との協働を積極的に推進してまいります。

被保険者ならびにご家族の皆さまにおかれましても、自身の健康づくり、医療費の節減に引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。



雪の聖母会健康保険組合
理事長
井手 義雄

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法案

1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

(1)後期高齢者医療における窓口負担の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】
後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であつて、一定所得以上であるものについて、窓口負担を2割とする。

(2)傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

(3)任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】
任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

2. 子ども・子育て支援の拡充

(1)育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法】
短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

(2)子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進【予防健康づくりの強化】

○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律】

①労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

②健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

4. その他

(1)国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2)都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関する記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

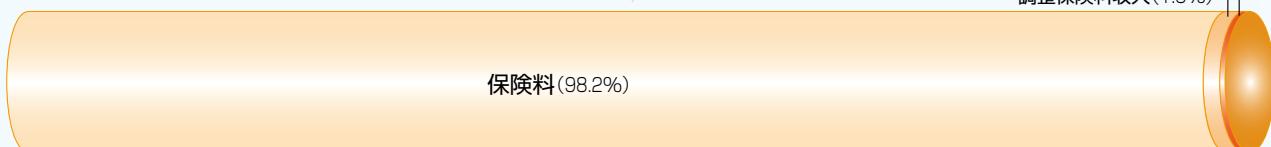
(3)医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

令和3年度 収入支出予算概要

健康保険分

収入と支出の割合

収 入



支 出



医療費の給付や出産、死亡時の手当金の給付などをするための費用です。

65～74歳の人が対象の前期高齢者医療制度への納付金と、75歳以上の人人が対象の後期高齢者医療制度への支援金などです。

収入(千円)	保 險 料	1,287,748
	基 本 保 險 料	796,478
	特 定 保 險 料	491,270
	国庫負担金収入・他	317
	調整保険料収入	17,006
	国庫補助金収入	457
	財政調整事業交付金	5,300
	雑 収 入	707
	合 計	1,311,535

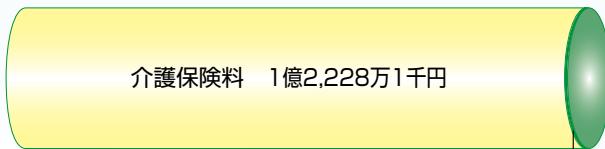


支出(千円)	事 務 費	54,930
保 险 給 付	542,943	
法 定 給 付	532,203	
付 加 給 付	10,740	
納 付 金	491,273	
前 期 高 齢 者 納 付 金	200,506	
後 期 高 齢 者 支 援 金	290,756	
そ の 他	11	
保 健 事 業 費	51,883	
還 付 金・營 繕 費	203	
財 政 調 整 事 業 拠 出 金	17,006	
連 合 会 費	726	
積 立 金	2,400	
雑 支 出	171	
予 備 費	150,000	
合 計	1,311,535	

経常収入合計 12億8,862万7千円 ─ 経常支出合計 11億4,432万6千円 = 経常収入支出差引額 1億4,430万1千円

介護保険分

収入合計 1億2,228万2千円



40～64歳の被保険者が負担している介護保険の保険料です。



支出合計 1億2,228万2千円



市区町村に介護保険の財源として配分するために健保組合が負担する納付金です。



令和3年度 保健事業概要

実施項目	対象者	対象年齢	概要																											
特定健康診査事業																														
生活習慣病予防健診	一般被保険者	35-39	35歳～39歳の一般被保険者を対象に実施																											
生活習慣病予防健診	一般被保険者	40以上	40歳～74歳の一般被保険者を対象に実施(付加健診除く)																											
H b A 1 c(職員健診時)	一般被保険者	全年齢者	一般被保険者全員に実施																											
付加健診	一般被保険者	40-70 (5歳刻み)	40歳以上の一般被保険者を対象に、5歳ごとに実施																											
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象年齢</th> <th>対象生年月日</th> <th>年代別対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40歳</td> <td>S.56(1981.4.2)～S.57(1982.4.1)</td> <td>59人</td> </tr> <tr> <td>45歳</td> <td>S.51(1976.4.2)～S.52(1977.4.1)</td> <td>62人</td> </tr> <tr> <td>50歳</td> <td>S.46(1971.4.2)～S.47(1972.4.1)</td> <td>56人</td> </tr> <tr> <td>55歳</td> <td>S.41(1966.4.2)～S.42(1967.4.1)</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td>60歳</td> <td>S.36(1961.4.2)～S.37(1962.4.1)</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>65歳</td> <td>S.31(1956.4.2)～S.32(1957.4.1)</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>S.26(1951.4.2)～S.27(1952.4.1)</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>252人</td> </tr> </tbody> </table>	対象年齢	対象生年月日	年代別対象者	40歳	S.56(1981.4.2)～S.57(1982.4.1)	59人	45歳	S.51(1976.4.2)～S.52(1977.4.1)	62人	50歳	S.46(1971.4.2)～S.47(1972.4.1)	56人	55歳	S.41(1966.4.2)～S.42(1967.4.1)	31人	60歳	S.36(1961.4.2)～S.37(1962.4.1)	26人	65歳	S.31(1956.4.2)～S.32(1957.4.1)	13人	70歳	S.26(1951.4.2)～S.27(1952.4.1)	5人		計	252人
対象年齢	対象生年月日	年代別対象者																												
40歳	S.56(1981.4.2)～S.57(1982.4.1)	59人																												
45歳	S.51(1976.4.2)～S.52(1977.4.1)	62人																												
50歳	S.46(1971.4.2)～S.47(1972.4.1)	56人																												
55歳	S.41(1966.4.2)～S.42(1967.4.1)	31人																												
60歳	S.36(1961.4.2)～S.37(1962.4.1)	26人																												
65歳	S.31(1956.4.2)～S.32(1957.4.1)	13人																												
70歳	S.26(1951.4.2)～S.27(1952.4.1)	5人																												
	計	252人																												
特定健康診査	一般被扶養者・任継	40以上	4月1日に資格を有している40歳～74歳の被扶養者に実施																											
日帰りドック	一般被扶養者・任継	40以上	4月1日に資格を有している40歳～74歳の被扶養者に実施																											
特定保健指導事業																														
特定保健指導：積極的支援	被保険者・被扶養者(任継含む)	40以上	健康診断の結果「積極的支援レベル」と判定された方を対象に実施																											
特定保健指導：動機付支援	被保険者・被扶養者(任継含む)	40以上	健康診断の結果「動機付け支援レベル」と判定された方を対象に実施																											
疾病予防対策事業																														
がん検診補完検査1																														
胸部CT	一般被保険者	40-70 (5歳刻み)	付加健診対象者に実施																											
腫瘍マーカー	一般男性被保険者	40歳以上	40歳以上男性被保険者に実施 男性: AFP・CA19-9・PSA																											
	一般女性被保険者	40歳以上	40歳以上女性被保険者に実施 女性: AFP・CA19-9																											
がん検診補完検査2																														
ピロリ菌検査	一般被保険者	35歳以上	35歳以上の被保険者に実施																											
	一般被扶養者	40歳以上	40歳以上の被扶養者に実施																											
ピロリ菌除菌	一般被保険者	35歳以上	検査結果陽性者に実施																											
	一般被扶養者	40歳以上	検査結果陽性者に実施																											
婦人科検診1																														
子宮頸がん検診	一般女性被保険者	全年齢	女性被保険者全員に実施 内診・視触診・HPV検査																											
婦人科検診2																														
乳がん検診	一般女性被保険者	30-39	30歳代女性被保険者に実施 マンモ1方向必須 乳腺エコーオプション																											
	一般女性被保険者	40-49	40歳代女性被保険者に実施 マンモ2方向必須 乳腺エコーオプション																											
	一般女性被保険者	50以上	50歳代以上女性被保険者に実施 マンモ1方向必須 乳腺エコーオプション																											
乳がん検診(乳腺エコー)	一般女性被保険者	29以下	29歳以下女性被保険者に実施 乳腺エコーのみ																											
インフルエンザ等予防接種	被保険者・被扶養者	全年齢・40以上	一般被保険者全員に実施 特定健診受診者にインセンティブ(インフル・肺炎球菌予防接種)																											
保健指導宣伝事業																														
広報誌の発行	被保険者	全年齢者	予算・決算および健康関連情報を提供																											
個別的情報提供	被保険者・被扶養者(任継含む)	被保険者: 全年齢 被扶養者: 任継: 40以上	健康年齢・健診結果情報を提供																											
医療費通知	被保険者・被扶養者(任継含む)	全年齢者	Webにより毎月の医療費を掲載																											
特定健康診査受診勧奨	特定健康診査対象者	40以上	特定健康診査対象者(一般被扶養者・任継被保険者・被扶養者)に受診案内を送付																											
ハイリスク・ポビュレーションアプローチ	被保険者・被扶養者(任継含む)	被保険者: 全年齢 被扶養者: 任継: 40以上	受診勧奨基準値・保健指導基準値以上の該当者(国基準除く)は受診勧奨・個別的情報提供																											
がん予防受診勧奨	一般女性被保険者	全員	女性被保険者全員に受診案内およびリーフレット送付																											
医療費削減化対策	被保険者・被扶養者	全員	健診検査項目13項目中、受診勧奨基準値以上(受診勧奨通知)保健指導基準値以上(情報提供通知)を送付																											
後発医薬品の使用促進	被保険者・被扶養者	全員	後発医薬品切替効果額を有する対象者および未就学児を有する対象者に差額通知、リーフレット送付																											